

|| ボルトングループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

3

2026

2026年3月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



インボイス制度 激変緩和措置を延長へ
マンションの相続税評価の見直しについて
令和7年度群馬県融資制度 協調支援型特別保証要件（タイプ）
紙の手形・小切手利用廃止へ
！労災保険に関するご注意です！
協会けんぽの2026年度保険料額表が公開
カスハラ・就活セクハラ防止対策（2026年10月1日 施行予定）
M&A譲渡し情報

Bolton 

ボルトン税理士法人

(株)開業医支援さくら会

(株)ボルトン労務管理事務所

(株)北関東M&Aサポート

激変緩和措置を 延長へ

2026年度税制改正大綱では、インボイス制度（適格請求書等保存方式）をめぐり、既存の激変緩和措置を延長・拡充する方針が示された。当初の予定では26年9月末での終了、あるいは大幅な縮小が予定されていた特例措置だが、物価高騰や賃上げ負担に苦しむ現場の実態から、追加措置に踏み切ったかたちだ。

この経過措置の延長には、一部で「悪用防止」のための厳しい条件も付加された。

この経過措置の延長には、一部で「悪用防止」のための厳しい条件も付加された。

取引や特殊な業態については、この「猶予期間」を単なる先送りとして捉えるのではなく、中長期的な経営戦略の再構築に充てる期間にしたい。例えば、3割特例が適用される2年間のうちに、自社の利益率を見直せば、本則課税に移行しても耐えうる経営体質となり得る。また、仕入れる側の企業としては、70%控除が維持される期間を利用して、仕入先である免税事業者との信頼関係を維持しつつ、将来的なインボイス登録の打診や、それに応じた単価調整の協議を段階的に進めていくことが肝要だ。



インボイス制度

インボイス制度が2023年10月1日にスタートしてから2年が経過した。だが、依然として多くの小規模事業者が免税事業者から課税事業者への転換に伴う税負担の増加に直面している。こうした状況を受け、26年度税制改正大綱で打ち出されたのが、①売上税額の一定割合を納税額とする「2割特例」を

制度定着、いまだ道半ば

「3割特例」として継続させること②免税事業者からの仕入れにかかる税額控除の縮小スケジュールを緩やかにすること――の2点だ。

延長することを盛り込んだ。具体的には27年分と28年分の申告で、売上税額の30%（7割控除）を納税額とすることが可能になる。対象は引き続き、インボイス登録により免税事業者から課税事業者となった個人事業者や小規模法人だ。

変更に、免税事業者からの仕入れに関する経過措置の延長だ。現行制度では、インボイス未登録の免税事業者からの仕入れであっても、一定期間は仕入税額の一定割合を控除できる特例がある。当初の予定では、26年9月末までは80%控除、そ

れ以降は一気に50%控除へと縮小されるはずだった。しかし、今回の大綱ではこの落差が急激すぎるとして、26年10月から2年間、新たに「70%控除」という段階を設けることとした。これにより、50%控除への移行は28年10月まで先送りされ、最終的に控除が完全に認められなくなる期限も、当初の予定より2年遅い31年10月へと変更された。この変更は、外注先や仕入先にフリーランスや小規模な免税事業者を多く抱え

る中小事業者にとつて、コスト増を抑制する大きな支援策となる。ただし、この経過措置の延長には、一部で「悪用防止」のための厳しい条件も付加された。



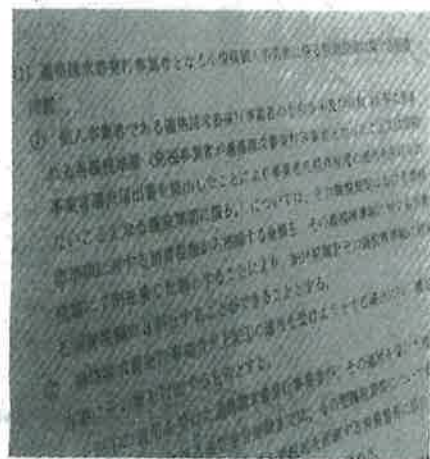
【表】激変緩和措置の概要

期間	仕入税額相当額の割合
26年10月～28年9月	70%
28年10月～30年9月	50%
30年10月～31年9月	30%

この延長措置により、本則課税や簡易課税への完全移行に伴う急激なキャッシュフローの悪化を、さらに2年間先送りできるわけだ。

次に、買い手側の企業にとつて極めて重要な

物価高騰や賃上げ負担を考慮



今回の税制改正大綱で激変緩和措置の延長方針が示されたが、こうした特例措置はいずれ必ず終わる。延長された2年間、あるいは段階的に縮小する控除期間は、中小事業者が「税制の変化に負けない経営」を確立するための残り少ないチャンスであると認識すべきかもしれない。

マンションの相続税評価の見直しについて

相続税等の財産評価の適正化（令和8年度税制改正の大綱より）

- ・貸付用不動産の評価を時価に近づけるための改正
- ・5年以内取得の不動産には、取得価額を基にした新たな評価方法
- ・一部の不動産関連金融商品には、取得時期にかかわらず新たな評価方法

相続税等の財産評価の適正化

2025年12月26日に「令和8年度税制改正の大綱」が閣議決定された。今回の不動産関係の税制改正では、賃貸不動産の相続時における財産評価の算定方法に変更が加えられる見込みであり、注目されている。本レポートでは、その改正点について解説する。

なお、この改正は関連通達等が整備されるまでは不確定な要素を含むうえ、本レポートでは、情報の正確性や網羅性よりも理解しやすさを優先した記述をしている。個々の税務に関しては、税理士等へ確認されたい。

相続前5年以内に取得した賃貸不動産には新たな評価方法

改正の内容

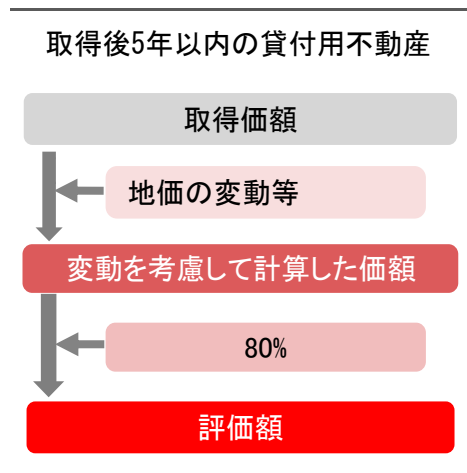
相続財産に一定の貸付用不動産（賃貸マンション等）があった場合の、その評価方法が一部変更される。被相続人（故人）が、その不動産を課税時期の前5年以内¹に対価を伴う取引（売買等）で取得していた場合には、課税時期における通常取引額で評価することになる。この改正は、2027年1月1日以後の相続に適用される。²

ここで言う通常取引額については、課税上の弊害がない限り、次の算出方法が示されている。故人が取得した時の取得価額を基にして、地価の変動等を考慮した修正を行い³、修正後の価額の80%相当で評価するというものである（図表1）。

改正の背景

相続税計算時の不動産の評価額は、原則として時価評価としつつも、市場価格の把握が難し

図表1: 評価方法のイメージ



¹ 取得後5年を経過した不動産の取り扱い、明らかになっていない。

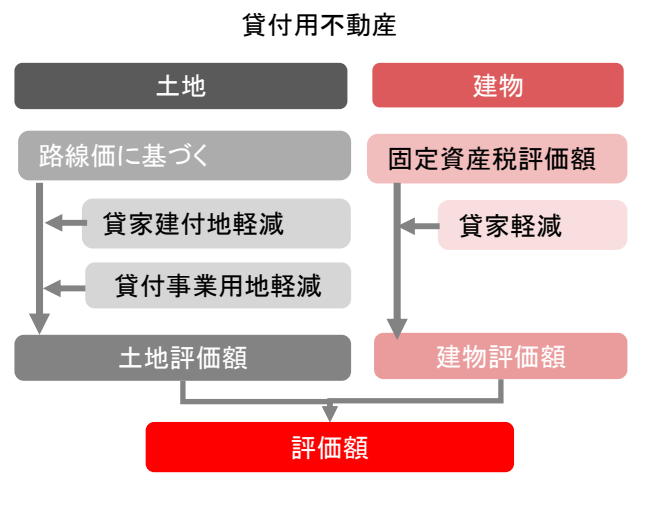
² 被相続人が5年前から所有していた土地に、5年以内に新築をした家屋（建築中を含む）には、適用されない。

³ 大綱には明示されていないが、土地の路線価の変動や建物の減価償却分等を考慮することになると見込まれる。

い不動産が多いことから、国税庁の定める「財産評価基本通達（以下「通達」）」を用いた算定が一般化している。通達においては、とくに貸付用不動産は、借家人がいることで所有者の利用が制限されるため価値が減少すると捉え、いくつかの軽減措置が認められてきた（図表2）。

近年は、一部の不動産に通達が想定していなかった価格上昇が見られるようになっている。通達による評価額と時価に極端な乖離が生じた場合に、国税庁は「通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額」として個別対応により課税してきた（通達総則6項の適用）。しかし、納税者にとって申告後に総則6項が突然適用されるのでは、予測可能性が確保できず、十分な納税資金確保等の準備ができないとの問題があった。今回は、総則6項の適用を避けつつ乖離の縮小を図るため、改正が検討されることになった。⁴

図表 2: 従来の通達による評価のイメージ

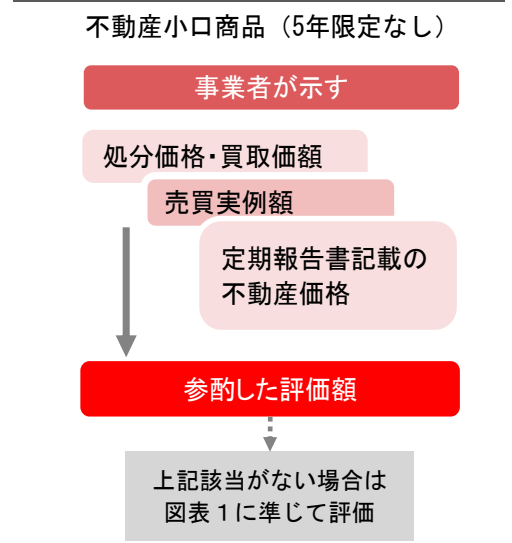


一定の不動産小口商品⁵は、取得時期にかかわらず事業者が示す時価

不動産投資商品の中には、不動産特定事業契約に基づき対象不動産に不特定多数が小口で出資したり、SPCが保有する不動産の信託受益権を不特定多数が小口に分割して取得したりするスキームがある。これらの投資商品には、相続財産評価にあたり、投資対象の不動産を従来の通達によって評価した金額を基にした申告が認められるものがあった。

しかし、改正後は時価に近づけて評価されることになる。評価額は、事業者が示す不動産の価格等⁶を参考にすることができ、もし価格の情報が得られない場合は、前述した現物不動産の評価（取得価額にその後の変動を考慮した上で、その80%相当）で評価する。

図表 3: 小口商品の評価のイメージ



また、対象となる投資商品においては、現物不動産と異なり取得後5年以内の限定がない。

⁴ 大綱では「相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、～見直しを行う。」と記されている。

⁵ 大綱では「不動産特定共同事業契約又は信託契約に係る金融商品取引契約のうち、一定のものに基づく権利の目的となっている貸付用不動産」と記されている。

⁶ 大綱では「事業者が示した適正な処分価額・買取価額等、事業者等が把握している適正な売買実例額又は定期報告書に記載された不動産の価格等を参酌して求めた金額によって評価することができる」と記されている

米国関税措置や原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受けている中小企業者の皆様に資金面から支援します。



融資要件

次のいずれかに該当する方

融資対象者

【要件1】本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。

【要件2】申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

融資利率

年1.5%以内

融資限度額

1億円

融資期間

10年以内
(据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内)

責任共有制度

責任共有対象

申込方法

県制度融資の取扱金融機関へ直接お申し込みください。

保証料補助

本要件の特徴

信用保証料の一部を国が補助するため、通常よりも保証料負担が少なくご利用いただけます。

【要件1】の場合の事業者負担

1/2相当が補助

[補助前] 0.45%~1.90% → [補助後] 0.23%~0.95%

【要件2】の場合の事業者負担

1/4相当が補助

[補助前] 0.45%~1.90% → [補助後] 0.34%~1.43%

※条件変更した場合に追加して生じる保証料は全額事業者負担となります。

※信用保証料に関するお問い合わせは、群馬県信用保証協会までお願いします。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

制度融資

検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係

TEL:027-226-3332



紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



Q

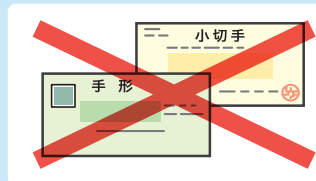
2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？



A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。



Q

電子的決済サービスには何があるの？



A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の
メリット

1 コスト削減

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2 事務負担軽減

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3 リスク低減

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は難しくないの？



A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！



！ 労災保険に関するご注意ください！

形式的には請負契約等により 従事する個人事業主等でも

実態として労働者である方を、事業主が使用した場合は、 労災保険の成立手続を行う必要があります

事業主の皆さまへ

一人親方等との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

個人事業主等の皆さまへ

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をする際は、一人親方等とは扱われません。

労災保険の成立手続を行う必要があります。 →詳しくは裏面をご覧ください。

※ 労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

労災保険の成立手続を行わなかった場合は、追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！ → 裏面記載の具体例をご覧ください。

労働者であるのに一人親方等として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

※ なお、労災保険は労働者の保護を図るための制度であり、**労働者全員が対象となる保険**です。

事業主が労災保険の成立手続をしていなかったとしても、労働者が業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害を被った場合は保険給付が支給されます。



一人親方等の労働者性が認められる具体例

例 大工としてB社と「請負契約」を結び、
負傷したYさん

①	B社との請負期間中に他社の仕事をしたことはありませんでした。
②	B社の現場では大工職人としての仕事のほかブロック工事など他の仕事にも従事していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には手当が支給されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、B社から指揮監督を受けていました。
⑤	大工道具はYさん自身の所有物でしたが、必要な資材等の調達はB社が負担していました。

YさんとB社の間には実質的な
使用従属関係があったと認められ、
YさんとB社の間の契約は「労働契約」
であると認定されました。



上記例のような場合

事業主は労災保険の成立手続を行う義務があります

もし、事業主が労災保険の手続を行わなかった場合、追徴金や給付費用の徴収が発生します！

① 事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

② 給付された費用の徴収

事業主が「故意」または「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

*療養（補償）等給付および介護（補償）等給付は除きます。

労災保険の成立手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害等が発生した場合

1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の成立手続を行わない場合

⇒ 事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

2：1には該当しないものの、 労災保険の適用事業となった時[※]から1年を経過してなお手続を行わない場合…

⇒ 事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

労災保険で受けられる主な給付一覧

「労災保険」は、仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

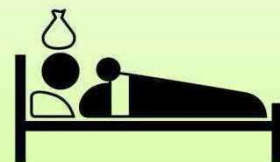
療養（補償）等給付

無料で治療が受けられます。



休業（補償）等給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



遺族（補償）等給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



介護（補償）等給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



障害（補償）等給付

協会けんぽの2026年度保険料額表が公開 (子ども・子育て支援金も掲載)



協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率は、例年の3月分から変更になっています。2026年度も新たな保険料率が決定し、2026年3月分(4月納付分)以降の保険料額表が協会けんぽのホームページで公開されました。

2026年は健康保険料率および介護保険料率が変更になる他、2026年4月分からは新たに子ども・子育て支援金の徴収が開始となります。今回は、標準報酬月額に応じて負担となる子ども・子育て支援金についても新たに欄が設けられ、控除額が示されました。

4月支給分給与からは健康保険料および介護保険料が、5月支給分給与からは子ども・子育て支援金が増えるようになりますので、控除誤りや控除漏れが発生しないようご注意ください。

群馬県

2026年4月支給給与より変更

【健康保険料率】	4.885%→4.84%
【介護保険料率】	0.795%→0.81%
【厚生年金保険料率】	9.15%(変更なし)

2026年5月支給給与より新たに発生

【子ども・子育て支援金率】	0.115%
---------------	--------

※上記の料率は全て従業員負担のみの料率となっております。

2026年10月1日施行予定の カスハラ・就活セクハラ防止対策

2025年の通常国会で改正法が成立したことにより、今後、新たにカスタマーハラスメント（いわゆる「カスハラ」）の防止対策と、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「就活セクハラ」）の防止対策が企業の義務となります。以下では、今後職場において求められるハラスメント防止対策について確認します。

企業のハラスメント防止対策

社会一般的には、職場のみならず、様々な場面で多くの「〇〇ハラスメント」が存在し、日常的に見聞きするようになりました。このような中で、現在、法令で企業にハラスメントの防止対策として義務付けられているものが、「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「妊娠・出産等、育児・介護休業等に関するハラスメント」の3つになります。カスハラと就活セクハラはこれらに加えて防止対策が義務化されます。

カスハラ防止対策

カスハラとは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものを指します。

防止対策としては、カスハラに遭った従業員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な

体制の整備等を構築することが求められます。

また、この体制の整備等とともに自社の従業員が他社の従業員に対し、カスハラをしないように注意を払うような研修を実施することなどの配慮も求められます。

就活セクハラ防止対策

就活セクハラは、会社が雇用する従業員の性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるものを指します。

防止対策としては、カスハラと同様に、就活セクハラに遭った人からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を構築することが求められることとなります。

現在、法令で企業に防止対策が義務付けられているハラスメントについては、自社の従業員が被害に遭わないようにし、また、遭ったときに適切に対応できるようにすることをベースにしていますが、就活セクハラでは、雇用関係のない人に対する相談窓口を設置するなど、適切な対応が必要になってくる点に大きな違いがあります。

新たな2つのハラスメント防止対策の義務化は、2026年10月施行が予定されています。具体的に必要となる対応は、それぞれ厚生労働省から指針で示されることになっており、2026年1月5日現在、その指針の告示も間近です。告示後に対応が進められるように予定しておきたいものです。

M & A 譲渡シ情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
整形外科	関東地方	5億円未満	応相談
建築工事業	関東地方	10億円未満	応相談
建築設計業	関東地方	1億円未満	応相談
足場	関東～東北	8億円	応相談
空調設備工事	関東地方	5～10億円	応相談
注文住宅建築	関東地方	5～10億円	応相談
訪問看護／居宅介護支援	関東地方	6,500万円	応相談
システム開発業	関東地方	1～5億円	応相談